

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

October 2026

Asia Focus Newsletter 2026 年 10 月版

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

北村 裕幸
パートナー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

岡田 次弘
パートナー
+81 3 6271 9541
tsugihiro.okada@bakermckenzie.com

長谷川 匠
カウンセラー
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

石井 叡
アソシエイト
+81 3 6271 9443
satoshi.ishii@bakermckenzie.com

野溝 夏那
アソシエイト
+81 3 6271 9742
kana.nomizo@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

タイ：外国人事業法の適用除外規定が施行（2026/9/2）

2026 年 8 月 28 日、タイ商務省は、8 つの事業分野について、外国人事業法（Foreign Business Act）に基づく外国人事業ライセンス（Foreign Business License）又は外国人事業証明書（Foreign Business Certificate）の取得義務の適用除外とする省令を公布した（施行済）。適用除外の対象には、①既に個別の法令によって規制され、他の規制当局による許認可制度の対象となっている、Type 1 通信事業（自己の通信ネットワークを保有しない通信サービス）、トレジャリーセンター業務（グループ会社向け資金・財務管理業務）、証券購入資金融資業務、デリバティブ関連業務（商品系デリバティブ、OTC 金利・為替デリバティブ等）及びリバースレポ取引、②タイ事業者との競争への影響が限定的な一定の関係要件を満たす関連法人間における管理・人事・IT サービス及び国内保証業務、並びに③タイ事業者との競争への影響が限定的であり、付随的又は事業運営上必要な支援サービス業務（石油掘削サービス、従業員向け金融端末・自販機設置スペース賃貸等）が含まれる。

タイ：証券取引委員会が主要株主に対する審査を拡大（2026/9/10）

タイ証券取引委員会（SEC）は、SEC の承認取得が義務付けられる証券会社、デリバティブ事業者及びデジタル資産事業者の主要株主として扱われる者の範囲を拡大する新規則を発出し、同規則は 2026 年 8 月 16 日に施行された。同規則の下では、株式取得資金を実質的に提供する者又は株式取得を支配する者も主要株主とみなされ、SEC の承認取得が要求される。また、2026 年 7 月 17 日付けの SEC 公開諮問では、金融犯罪関与者等を欠格事由に追加する改正案が提案されている。

タイ：証券取引委員会のファミリーオフィス事業に対するアプローチ

（2026/9/15）

タイ証券取引委員会（SEC）は、2026 年 9 月 9 日付けで、ファミリーオフィス事業に対する規制方針を明確化する通達を公表した。当該通達では、ファミリーオフィス事業をシングル・ファミリーオフィス（SFO）及びマルチ・ファミリーオフィス（MFO）に区別した上で、「ファミリーオフィス」の名称ではなく、実際に提供されるサービスの内容に基づき規制の適用を判断する方針を示している。

また、MFOについては、その業務内容によってはプライベートファンド運用ライセンス等が必要となる可能性があることを明確化するとともに、法務、税務、会計及び事務管理等の非資本市場関連サービスは原則としてSECの監督対象外であるとしている。

ベトナム：観光用アパートの賃貸に関する新ガイドライン（2026/9/11）

ホーチミン市では、2026年4月11日に公布されたDecision No. 19/2026/QĐ-UBNDにより、同月25日から、30日以内の観光客向け短期賃貸に宿泊施設登録が求められるとともに、観光法令等の遵守が必要となった。また、同年8月26日施行の政令第339号により、住居以外の目的での使用には罰金（違反毎にVND 100 millionからVND 130 million）及び住居利用への原状回復が課されることとなった。

ベトナム：新政令 342 号がベトナムの小売ライセンス制度を刷新（2026/9/14）

ベトナム政府は、2026年9月3日に公布された政令第342/2026/ND-CP（2026年10月18日に施行予定）により、外国投資家や外資企業による商品売買・流通事業に関する許認可手続を簡素化するとともに、小売店舗設置に係るベトナム商工省との協議義務を撤廃し、経済需要審査（Economic Needs Test: ENT）の適用除外を拡大した。一方で、同政令は、大規模小売ネットワークや一定のデジタル商取引事業者等を対象として、ベトナム公安省や国防省との協議を義務付ける安全保障審査を新設する。

ベトナム：公文書利用手続の簡素化（2026/9/17）

2026年9月11日、ベトナムが「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」の締約国となり、同条約の国内実施のため政令第293号が施行された。これにより、ハーグ条約締約国間での公文書利用の際は領事認証が原則不要となり、アポステイユを取得することで領事認証があるものと同等のものとして使用することができる。

オーストラリア：ビクトリア州における持続可能なデータセンター開発の新たな枠組み（2026/9/25）

ビクトリア州政府は、2026年9月、持続可能なデータセンターアクションプランを公表した。新たにデータセンターの開発・運営を行う事業者には、住宅等からの距離確保、再生可能エネルギーへの投資、再生水等の利用並びに雇用、研修及び地域投資を通じた地域貢献が求められる。なお、運開済みのデータセンター及び一定の承認を得た計画中のデータセンター等は同アクションプランの対象外である。

シンガポール：未登録医療機器に対する登録支援イニシアティブ（2026/9/29）

シンガポール保健科学庁は、2026年8月28日、未登録医療機器を特別アクセスルート（例外的に患者が未登録の医療機器を利用可能にする制度）から正式登録へ移行させる支援制度を発表した。当該支援制度は、正式登録にあたって障壁となる登録コストを削減するため、一定の救命機器又は代替品のない従来型機器について審査手数料を免除し、初回申請は同年12月31日までの受付となるが、来年度以降は毎年10月1日から同年12月31日まで申請期間が設定されることとなる。



編集後記

今月号担当の、北村、長谷川、石井、野溝です。

今月号では、投資・事業環境の変化に注目です。タイでは、外国人事業法に基づくライセンス等の取得義務について一定の事業が適用除外となり、ベトナムでも、外国投資家・外資企業による小売事業の許認可手続の簡素化や経済需要審査の適用除外拡大など、外資企業の事業展開を後押しする動きがみられます。また、オーストラリアでは、データセンター開発において環境や地域社会への配慮を求める新たな枠組みが公表され、デジタルインフラとサステナビリティの両立という点でも注目されます。

先月号では、タイの個人情報保護、オーストラリアのAI規制、マレーシアの競争法に関する記事が特に注目されました。AIに加え、データ保護や競争法など、幅広い規制・実務課題が関心を集めました。



北村



長谷川



石井



野溝



書籍のご案内

「海外 M&A の実務－オーストラリア」

日本企業によるオーストラリアへの投資や M&A が引き続き活発化する中、現地特有の法制度や実務慣行への理解はますます重要になっています。

本書では、オーストラリアの M&A 市場の特徴や可能性を概説したうえで、非上場会社／上場会社別の M&A プロセス、従業員の雇用、税務、法規制を解説するとともに、実務上の留意点をお伝えしています。

オーストラリアでの買収や投資を検討されている企業の皆様はもちろん、既に現地事業を展開されている方々にもご活用いただける実践的な一冊です。

本書の概要及び購入方法については[こちら](#)をご参照ください。

著者	辻本哲郎／バイロン・フロスト
発行年月	2025 年 2 月 26 日
出版社	中央経済社
ページ数	A5 判・84 頁
定価	1,980 円（税込）

